

「東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案」について

平成23年4月
財 務 省

1. 法律案の趣旨

本法律案は、平成23年度において、東日本大震災に対処するために必要な財源を確保するため、財政投融資特別会計からの一般会計への繰入れの特例措置及び外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れの特例措置並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の国庫納付金の納付の特例措置を定めるものである。

2. 法律案に盛り込まれた措置の概要

(1) 財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れ

財政投融資特別会計財政融資資金勘定から1兆588億円を一般会計に繰り入れることができることとする。

(2) 外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れ

決算上の剰余金の繰入れに加えて、外国為替資金特別会計から2,308億5,896万1千円を一般会計に繰り入れることができることとする。

(3) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の国庫納付金の納付の特例

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、特例業務勘定から1兆2,000億円を国庫に納付しなければならないこととする。

(4) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の国庫納付金の納付の特例

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、高速道路勘定から2,500億円を国庫に納付しなければならないこととする。

3. その他

- ・ 施行日：公布の日
- ・ 所要の規定の整備